介護保険第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は**保険料が減免**となります。

【保険料減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、 又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
 - ⇒ 保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる第一号被保険者
 - ⇒ 保険料の全部又は一部を減額

保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて 10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

〇保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

A: 第一号被保険者の保険料額

- B:世帯の主たる生計維持者の減少が見 込まれる収入にかかる前年の所得額
- C:世帯の主たる生計維持者の前年の合 計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合(D)

210 万円以下の場合 : 全部(10 分の 10)

210万円を超える場合:10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の 全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、 まずは吉田町福祉課介護保険部門にお問い合わせ下さい。

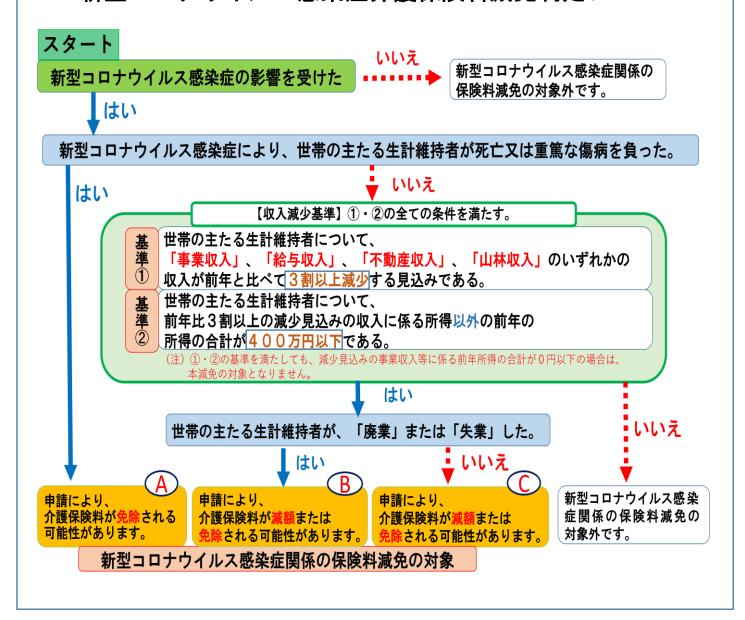
吉田町福祉課介護保険部門

電話:0548-33-2106 メールアドレス:fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp

ホームページアドレス: https://www.town.yoshida.shizuoka.jp



新型コロナウイルス感染症介護保険料減免判定フロー



必要書類

- 〇介護保険料減免申請書
- ○事業収入等申告書
- 窓口又はホームページからダウンロード可能です
- ○申請者の本人確認書類(免許証、保険証等)
- 〇申請事由や収入源を証明できるもの

世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方

医師の診断書の写し等

世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方

- 事業収入等に係る収入台帳
- 確定申告書
- 給与明細書、源泉徴収票
- ・廃業届、離職票、失業証明書(退職・廃業の場合)